

令和7年第12回定例会（会議録）

開 催 日	令和7年12月12日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2階 A1A2会議室
開 催 時 間	午後2時15分 ～ 午後3時30分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、近藤真司、三浦明里
欠 席 委 員	0人
出 席 者	教育長 他事務局職員8名
傍 聴 人	0人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第46号 あま市教育委員会文書取扱規程の一部改正について</p> <p>議案第47号 あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第48号 あま市歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第49号 教育支援室の入室について（非公開）</p> <p>議案第50号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <p>(1)あま市七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度（令和8年度入学）について（報告）（非公開）</p> <p>(2)就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）</p> <p>(3)通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開）</p> <p>(4)外国人の就学に係る在籍学年変更について（報告）（非公開）</p> <p>(5)あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開）</p> <p>(6)生徒指導（令和7年11月）について（報告）（非公開）</p>

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時15分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和7年11月15日～令和7年12月12日の経過を報告)
	市教育委員会関係 6回
	教育長用務 3回
	教育総務課事業 1回
	学校教育課事業 10回
	生涯学習課事業 1回
	スポーツ課事業 2回
	市行事 6回
	市議会関係 5回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 3件公開 2件非公開
教 育 長	議案第46号「あま市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」
教 育 総 務 課 長	改正の趣旨は、令和7年4月1日付けであま市文書取扱規程の一部が改正されたこと、令和8年1月5日から開庁時間に変更となること等に伴い、関係規程の改正を行うものです。
	改正の内容は、
	1 公印を押印しない範囲の拡大
	次に掲げるものを除き、公印を押印しないものとする。(第27

教育総務課長	条)
	・法令等の規定により押印を要する文書
	・権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書
	・事実証明に関する文書その他その内容に公信性が要求される文書
	・その他公印を押印することが特に必要であると認められる文書
	2 文書の取り扱いの変更
	文書の取り扱いについて、現状の運用に即した形に改める。
	・浄書者、校合者の起案用紙（原義）への押印廃止（第26条）
	・原議の記載について、施行日の記載から決裁日の記載に変更し、
	決裁完了時、原議に取扱者の押印を廃止（第33条）
	・施行時の文書収発簿への処理経過記入の廃止（第33条）
	・文書の整理・保管方法をファイルへの綴じ込みから個別フォル
	ダへ変更（第37条）
	3 開庁時間変更に伴う文書の取扱の変更
	開庁時間の変更に伴い、当直員が文書を受領する時間帯を改め
	る。
	・「午後5時15分から午前8時30分まで」から「午後4時から
	午前9時まで」へ変更（第8条）
	4 保存年限1年未満の文書の取扱の変更
	保存年限1年未満の文書について、保存年限の起算日等を改め
	る。従前の規程では当該年度終了後、1年間保存することとなって
	おり、その後に廃棄することができるようになっていたが、変更後
	は、保存年限1年未満の文書については、完結の翌日から事務処理
	上必要な期間を過ぎた後に廃棄できるようにするもの。
	・当該年度終了後、1年間保存する規定の削除（第37条）
	・1年未満で事務処理上必要な期間保存する文書の保存年限の起算
	日を完結の翌日と明記（第40条）
	5 用語の整理
	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、

教育総務課長	フロッピーディスク等の具体的媒体名を削除する。
	・「マイクロフィルム」から「記録媒体」へ変更（第6条）
	・「フロッピーディスク等の」を削除（第8条、第11条）
	施行期日は、令和8年1月5日から施行する。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	あま市文書取扱規程の令和7年4月1日付けで改正された部分はどこの部分になりますか。
教育総務課長	主に公印を押印する文書に関する改正部分です。
委 員	教育委員会は令和8年1月5日から施行ですが、支障はありませんでしたか。
教育総務課長	市長部局が改正したのちあま市教育委員会文書取扱規程の改正を進めておりました。
	それまでは、従前の取扱いを継続しておりました。
委 員	あま市文書取扱規程は令和7年4月1日から施行ではありませんか。
教育総務課長	あま市文書取扱規程は令和7年4月1日から施行です。
委 員	あま市教育委員会文書取扱規程は令和8年1月5日からなのですか。今年度の初めまで遡って施行する必要はないのですか。
教育総務課長	あま市文書取扱規程の改正後にあま市教育委員会文書取扱規程を進めておりました。開庁時間の変更の改正があることが分かったためそこにあわせて教育委員会は改正いたします。
	押印については、従前の取扱いを継続しているので、支障ありません。
委 員	市の文書取扱規程にあわせて教育委員会の文書取扱規程を改正するものではありませんか。
教育総務課長	通常であれば委員のおっしゃる通りです。
委 員	改正するのを忘れていたのですか。
教育総務課長	忘れていたわけではありません。改正に時間がかかり、その間に開

教育総務課長	庁時間の変更が決まったためこのタイミングで提出いたしました。
委員	令和8年1月5日付けの施行分があるから併せて改正するという
	ことで承知いたしました。
教育長	委員がおっしゃるとおり、本来であれば令和7年4月1日と令和8
	年1月5日の2回に分けて、随時改正する必要がありますが今回は併
	せて改正いたしましたのでご理解のほどよろしくお願いたします。
委員	教育委員会は、公印を今まで押印していたということでしょうか。
教育総務課長	ご認識のとおりです。
委員	「2 文書の取り扱いの変更」の2点目「決裁時における原義への
	施行年月日の記入・取扱者印押印の廃止、文書発出簿の取扱いの削除」
	とありますが、実際に施行されたかどうかは確認できますか。要する
	に文書を発出したか確認はできますか。
教育総務課長	施行年月日欄は起案文書中にもともとあります。
委員	起案文書の施行年月日の記入を廃止ということですか。
教育総務課長	施行年月日の記入欄はあるので、そこに記入いたします。
委員	本当に相手方に文書を発出したかどうか確認ができなくなるとい
	うことですか。
委員	愛知県では、施行した時に押印してもらいます。何月何日に文書を
	発出したことを確認できるようにするためにです。市の原議は何もそ
	れが残らないのでしょうか。
教育総務課長	施行年月日の記入欄があるので、確認できるようになっています。
委員	でも、廃止するのではありませんか。取扱者印も廃止とあります。
委員	将来的に文書を発出した、してないという話にならないでしょうか
	ということです。
教育総務課長	市教育委員会の規程では、起案文書の様式は定めておりません。市
	の規程で定めているものを流用しています。この起案文書の様式では
	施行予定日、決裁日、施行日の3つの記入欄が用意されています。こ
	のうち、従前の市教育委員会の規程では、施行日を記載することと定
	めていました。一方、市の規程では、決裁日を記載することと定めて

教育総務課長	います。記載することと定めている項目は市教育委員会と市とで異つ
	ていますが、記入欄はどちらも先に申し上げた通り3つあります。
教育総務課長	ご指摘のトラブルを回避するためにも、運用として実際に送付した
	清書である浄書の写しをとって、保存しています。
	この度の改正においては、市の様式及び流用している市教委での起
	案文書で、施行予定日、決裁日、施行日と3つの記入欄があるところ、
	規程上で記載することと定める項目を市の規程に合わせるもので、記
	入欄そのものについては変更していません。
	市教育委員会の規程では、記載することと規定している項目は、市
	の規程に合わせて施行日から決裁日に変更しますが、引き続きご指摘
	のトラブル防止のためにも、実際に発出した日である施行日の記載は
	継続したいと考えています。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	議案第47号「あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則の一部
	改正について」
生涯学習課長	改正の趣旨は、国民健康保険法、健康保険法その他関係法令の改正
	により、令和7年12月2日以降、従来の保険証を使用することがで
	きなくなることに伴い、関係規程の改正を行うもの。
	改正の内容は、
	様式の改正
	様式第1号中「保険証」を「資格確認書」に改める。
	様式第4号の2中「免許証・保険証」を「マイナンバーカード・
	免許証・資格確認書」に改める。

生涯学習課長	施行期日は、公布の日からとします。
	(以下概略を説明)
生涯学習課長	保険証が身分証明書として使用できなくなるため、資格確認書に改正させていただきますものです。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	議案第48号「あま市歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について」
生涯学習課長	改正の趣旨は、歴史民俗資料館の休館日について、近隣市町村の状況と利用者の利便性を鑑み、休館日の変更を行うことで利用者の便に供するため、本規則の一部を改正するものです。
	改正の内容は、歴史民俗資料館の休館日について、水曜日及び木曜日としていたところを月曜日と改めます。
	施行期日は、令和8年4月1日から施行します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	従来、水曜日と木曜日にしてきた理由は何ですか。
生涯学習課長	合併時に遡ります。美和町歴史民俗資料館が木曜日・祝日・年末年始が休館日で、甚目寺町歴史民俗資料館は水曜日が休館日でした。合併協議会の中で月曜日休館案もありましたが、協議を進めていく中で水曜日と木曜日に決定され、現在に至ります。なぜ、水曜日、木曜日だったのかは当時も「なぜ」とは話がありましたが、明確な回答は両町からはありませんでした。今回、それを他施設と統一するものです。
委 員	資料整備か何かで2日間休まなければいけないなどの理由があっ

この教育委員会定例会会議録の大意は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和8年1月16日

教育長 伊藤克仁

教育長職務代理者 溝口正己

委員 小笠原英司

委員 吉川厚子

委員 近藤真司

委員 三浦明里

事務局 鎌倉崇志

会議録作成 野々目清司